

令和8年6月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	岩屋 (岩屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月20日 (令和7年度第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地面積は47haであり、約29haが農地中間管理機構を通じて貸し出しされている。その多くを法人化された集落営農が借り受け耕作を行っている。後継者がいない個人農家が多く、また、集落営農組織においても高齢化が進み後継者の育成が進まないなか、今後の農地の維持管理が課題となっている。

農業者:21人、うち集落営農1組織
主な作物:水稲、小麦、大豆、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

中間管理機構を通じて集積、集約された農地で水稲、麦、大豆のブロックローテーションができています。今後は後継者の育成、労働生産性を向上させるためスマート農業機器の導入、及び基盤整備事業を見据え遊休農地化を防いでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積は進んでおり、今後も土地利用型農業を基本に、新たに参入を希望する担い手があれば、その担い手も含めた農業者に引き続き集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を行っているが施設の老朽化、及び農地の区画が小規模なうえ、農地間の「のり面」が急傾斜であるため労働生産性の向上が見込めない。今後、スマート農業等の導入、のり面の緩傾斜化、及び農地の大区画化などを見据え基盤整備事業を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の確保、及び営農組織においては後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策においては、補助事業を活用し防護柵の設置等を進めていく。
- ③スマート農業機器については、導入効果や費用対効果などの検証を実施していく。
- ⑦担い手が耕作できない農地(住宅地周辺の小さな農地)の管理については、多面的機能支払交付金による管理を行う。